

1 役員報酬の考え方

○法人の役員報酬は、東京都指定職給料表から算出した年収額をベースに設計されている。

○地方独立行政法人法第48条第3項において、「報酬等の支給基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、…(中略)…を考慮して定めなければならない。」とある。東京都は、平成29年度の都人事委員会勧告等を踏まえて給与の引上げを行っており、法人においても役員報酬の見直しを行う。

2 役員報酬改定（平成29年4月1日適用）

都指定職給料表(改定前)

(単位:円)

号給	月額	年額換算
1号	706,000	14,103,762
2号	761,000	15,202,497
3号	818,000	16,341,186
4号	895,000	17,879,415
5号	965,000	19,277,805
6号	1,035,000	20,676,195
7号	1,107,000	22,114,539

法人役員報酬(改定前)

(単位:円)

号給	年俸額
1号	13,000,000
2号	13,900,000
3号	15,000,000
4号	16,100,000
5号	17,700,000
6号	19,200,000
7号	20,600,000
8号	21,900,000

改定

期末・勤勉手当の支給月数を0.1月引き上げ
(期末1.40月・勤勉1.90月→期末1.40月・勤勉2.00月)
⇒年額換算で0.85%給与増

※年額換算は、以下の計算方法による。
例月給×12月＋期末・勤勉手当(支給月数分)

改定

各号給、年間10万円引き上げ
※都の指定職の年収増加率(0.85%)
を乗じて10万円未満を切り捨てて算出

都指定職給料表(改定後)

(単位:円)

号給	月額	年額換算
1号	706,000	14,223,076
2号	761,000	15,331,106
3号	818,000	16,479,428
4号	895,000	18,030,670
5号	965,000	19,440,890
6号	1,035,000	20,851,110
7号	1,107,000	22,301,622

法人役員報酬(改定後)

(単位:円)

号給	年俸額		
	改定前×0.85%	10万円未満切り捨て	増加率
1号	13,110,500	13,100,000	0.77%
2号	14,018,150	14,000,000	0.72%
3号	15,127,500	15,100,000	0.67%
4号	16,236,850	16,200,000	0.62%
5号	17,850,450	17,800,000	0.56%
6号	19,363,200	19,300,000	0.52%
7号	20,775,100	20,700,000	0.49%
8号	22,086,150	22,000,000	0.46%

3 関係法令抜粋（参考）

◆地方独立行政法人法（平成15年7月16日 法律第118号）抜粋

(役員報酬等)

第48条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当(以下この条、次条及び第56条第一項において「報酬等」という。)は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第26条第2項第3号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定めなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第49条 設立団体の長は、前条第2項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

(準用)

第56条 第48条及び第49条の規定は、一般地方独立行政法人の役員報酬等について準用する。この場合において、第48条第3項中「実績及び認可中期計画の第26条第2項第3号の人件費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。